

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、滋賀県東北部工業技術センター整備事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県知事 三日月 大造

特定事業の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

(2) 公共施設の管理者の名称

滋賀県知事 三日月 大造

(3) 事業の目的

滋賀県東北部工業技術センター（以下「本施設」という。）は、母体となる滋賀県立長浜工業試験場、能登川工業試験場が明治44年に開設され、平成9年（1997年）「滋賀県繊維工業指導所」と「滋賀県立機械金属工業指導所」の統合により設立された。現庁舎は昭和47年（1972年）に長浜庁舎、昭和49年（1974年）に彦根庁舎に整備され、それぞれ50年近い年月を経て施設の老朽化が進んでいる。

平成28年（2016年）に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」で本施設は更新事業の対象とされたため、課題整理を行い施設・サービス両面でセンターに求められる機能を明らかにし、その機能を発揮するために必要な施設・設備整備を行うため、基本計画を取りまとめた。

本事業は、老朽化の進んだ施設を新しくするとともに、基本計画に取りまとめられた機能を備えた施設整備を行うことを目的とする。

(4) 施設整備概要

ア 立地

所在地	滋賀県米原市梅ヶ原 2230
敷地面積	0.8ha (8,000 m ²)

イ 施設構成の概要

ゾーン	分類	諸室
管理・運営	職員専用	・執務室 ・給湯室 ・所長室兼応接室 ・コピー室 ・事務用倉庫 ・職員更衣室 ・図書・資料保管室
玄関・展示交流	企業利用	・展示スペース ・玄関ホール ・交流・精算室

ゾーン	分類	諸室
		<ul style="list-style-type: none"> ・技術相談室 ・来庁者用更衣スペース・ロッカー
セミナー・ミーティング		<ul style="list-style-type: none"> ・会議室 ・研修室
評価分析・観察	設備開放	<ul style="list-style-type: none"> ・X線装置・ICT研究室 ・プラスチック性能評価室 ・精密計測室 ・恒温恒湿室 ・硬さ試験室 ・金属分析室 ・試料観察室 ・金属組織・腐食試験室 ・金属分析前処理室 ・化学分析室 ・化学プロセス評価室 ・機能材料開発室 ・化学実験室 ・繊維観察室 ・工作室 ・シミュレーション支援室 ・倉庫 ・試料保管庫 ・機器保管庫
試作・試験	繊維・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維試作室 ・繊維試織室 ・デザイン室 ・倉庫
	材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作	<ul style="list-style-type: none"> ・材料強度試験室 ・精密加工室 ・環境試験室 ・その他試作室 ・工作室 ・電気炉室 ・鑄造室 ・樹脂保管庫 ・樹脂成形室
	バルブ実流試験	<ul style="list-style-type: none"> ・バルブ実流試験室
協働研究・開発	情報交流	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンサロン ・倉庫 ・サテライト室
	情報交流	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト室
	試作開発	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンラボ
	オフィス	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス ・給湯室 ・収納ロッカー
外構		来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、正

ゾーン	分類	諸室
		門、柵等

(5) 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式（B T :Build-Transfer方式）とする。

(6) 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和7年3月末日までとする。

- ・設計・建設期間 令和5年3月から令和7年3月末日
- ・供用開始年月日 令和7年4月以降を予定

(7) 事業範囲

選定事業者の業務は次のとおりである。

- ・事前調査業務
- ・設計業務（BELS（ZEB Ready以上）申請業務を含む）
- ・着工前業務
- ・建設期間中業務（建設、工事監理等）
- ・完工後業務
- ・備品等の調達業務
- ・各種申請等業務
- ・その他必要な関連業務

(8) 選定事業者の収入

県は、本事業に要する費用として、令和5年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高に応じ、事業契約書に定める額を支払う。なお、整備に要する費用の残額は、本施設の所有権移転・引渡し後に選定事業者へ支払う。

2 県が自ら事業を実施する場合と P F I 方式により実施する場合の評価

(1) 評価方法

ア 選定の基準

本事業を P F I 方式として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担額の軽減を期待できること、または県の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

イ 定量的な評価

県の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することで評価を行った。

ウ 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を P F I 方式として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的評価

ア 定量的評価の前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の県の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、V F Mを算定する上で、県が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	県が自ら実施する場合の費用の項目	P F I方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
設計・建設段階の費用	設計・工事監理費、建設費、備品費		○県が自ら実施する場合 ・県の過去の事例を基に本事業で整備する施設を想定し算定 ○P F I方式により実施する場合 ・県が自ら実施する場合に比べ一定の割合の縮減等の効果が実現するものとして設定
資金調達方法	①一般財源 ②起債 ③交付金 ※PFI方式で、施設整備後に民間事業者から県に施設を移転する際の県の資金調達は上記と同じとする。	①自己資金 ②市中銀行借入	○県が自ら実施する場合 ・県が一般財源、起債および交付金で資金調達をするものとして設定 ○P F I方式により実施する場合 ・民間事業者が自己資金と市中銀行借入で資金調達するものとして設定（設計・建設段階の費用については年度毎の出来高払いとする。）
その他の費用	①起債利息	①市中銀行借入金利 ②公租公課 ③S P C運営費 ④アドバイザー費	○P F I方式により実施する場合 ・市中銀行借入金利の他、S P C設立に伴う費用、経費、税・配当等およびP F I方式実施に係るアドバイザー費を計上
共通条件	○割引率：長期国債(10年物)応募者利回りの実績を参考に設定 ○物価変動率：消費者物価指数対前年比の実績を参考に設定		

イ 算出方法および評価結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とP F I方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたって年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると以下の表のとおりとなる。P F I方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、5.0%の県の財政負担額の軽減が見込まれる。

項目	値
① 県が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	3,074 百万円
② P F I方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	2,921 百万円
③ V F M（金額）	153 百万円
④ V F M（割合）	5.0%

※①・②：設計・建設費および起債金利を含む。

※③・④：VFM (Value For Money) とは、従来手法とPFI方式を比較した際の財政支出削減額および削減率のこと。

(3) 定性的評価

本事業をPFI方式により実施した場合、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 効率的な施設整備の実施

県が直接事業を実施する場合の設計と施工の分離発注に替えて、設計と施工を民間事業者が一括して行うことにより、早期の供用開始が期待できる。

イ 民間事業者の優れた創意工夫やノウハウを活用した良質な施設整備

県が直接事業を実施する場合の仕様を、最低限の仕様として民間事業者に求めることにより、民間事業者の優れた創意工夫やノウハウを活用することができ、センター利用者が利用しやすく、より良質な施設の整備が期待できる。

ウ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県および選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

(4) 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において5.0%の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備の実施や定性的な効果も期待できる。

以上のことから、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。